

使用者も 労働者も 必ず確認 最低賃金！

鹿児島県の最低賃金

地域別最低賃金		平成29年12月7日現在	
	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	737円	平成29年 10月1日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）			
産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業(医療用計測 器製造業を除く、ただし心 電計製造業は含む)	765円 【平成30年1月5日 までは745円】	平成30年 1月6日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） イ 18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて 行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、 鋳ばり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち 流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又 は取りそろえの業務
百貨店、総合スーパー	737円	平成29年 10月1日	【注釈】 左記の最低賃金は、平成29年度は改正がありませんでした。このため、平成29年10月1日から鹿児島県最低賃金737円以上の支払いが必要となります。
自動車(新車) 小売業	799円 【平成29年12月21 日までは780円】	平成29年 12月22日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） イ 18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金には、次の賃金は算入されません。

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金

一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
精皆勤手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に関するお問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室（電話）099-223-8278
鹿児島労働基準監督署（電話）099-214-9175
鹿屋労働基準監督署（電話）0994-43-3385

川内労働基準監督署（電話）0996-22-3225
加治木労働基準監督署（電話）0995-63-2035
名瀬労働基準監督署（電話）0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署

<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

最低賃金テレフォンサービス 099-223-8881